二　弁護人に対し、次のイに掲げるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、次のイ及びロに掲げるもの）を提供すること。

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1)　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

(2)　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1)　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

(2)　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

5　第一項の規定による請求があつた場合には、次項の規定による措置をとるときを除き、弁護人に対し、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供するものとする。この場合において、同項の規定による請求に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち同項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載又は記録がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

6　第一項の規定による請求があつた場合であつて、検察官から第四項第二号に定める措置をとるべき旨の通知があつたときは、弁護人に対し、第一号に掲げるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、同号及び第二号に掲げるもの）を提供するものとする。ただし、第四項第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)又は第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること及び同項第一号ハ(2)又は第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなときは、この限りでない。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

二　弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付すること。

［新設］

5　第一項の規定による請求があつた場合には、次項の規定による措置をとるときを除き、弁護人に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、第一項の規定による請求に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

6　第一項の規定による請求があつた場合であつて、検察官から第四項第二号に定める措置をとるべき旨の通知があつたときは、弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。ただし、第四項第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)又は第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること及び同項第一号ハ(2)又は第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなときは、この限りでない。

［新設］